

審査方法及び採点について（案）

1. 選定審査

- (1) 書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。各委員は、面接審査が終了後、選定基準に基づき、書類審査の内容も含めた点数を採点し、採点委員の総合計得点に基づいて候補者を選定する。
- (2) 応募団体数が3以下の場合は、書類審査と面接審査を同日に行う。
- (3) 応募団体数が4以上の場合は、書類審査と面接審査を別の日に行う。
- (4) 書類審査で欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能とする。また、面接審査で欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は採点できない。
- (5) 得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定し、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定する。

2. 面接方法

申請書の提出団体順に次の要領で面接を行う。

- (1) プレゼンテーション（10分）
各評価項目についてのプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 質疑応答（20分程度）
提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、質問する。
 - ・ プレゼンテーションについては、時間厳守とする。9分経過時点で時間表示を行い、10分が経過すれば、プレゼンテーションの状況にかかわらず、終了するものとする。
 - ・ 質疑応答については、20分経過時点で時間表示を行い、質疑応答の状況に応じて進行を行うものとする。

3. 面接参加団体の出席者について

- (1) 各団体の代表者に面接への出席を依頼する。代理人出席も可とする。
- (2) 各団体の面接出席者は、3人以内とする。
- (3) 面接出席者については、必要な事項を事前に報告するものとする。
（事前報告事項：団体名、氏名、所属、役職、連絡先）
- (4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。
- (5) 企画提案書のみでの説明（プロジェクター等の禁止、追加資料の配付不可）とする。

4. 採点について

- (1) 面接参加団体の全ての面接が終了した後に、委員の意見交換を行う（１０分程度）。
- (2) 書類審査及び面接審査の採点は、以下の表を目安とし整数で採点を行う。

配点基準	配点 7 点	配点 1 0 点	配点 1 6 点	配点 2 0 点
特に優れている (高度な能力を有している)	7 点	9～1 0 点	1 4～1 6 点	1 7～2 0 点
優れている (十分な能力を有している)	5～6 点	7～8 点	1 1～1 3 点	1 3～1 6 点
普通 (一応の能力を有している)	4 点	5～6 点	7～1 0 点	9～1 2 点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2～3 点	3～4 点	4～6 点	5～8 点
不十分 (能力が乏しい)	1 点	1～2 点	1～3 点	1～4 点
劣っている (能力がない)	0 点	0 点	0 点	0 点

- (3) 各委員の採点は１００点満点とする。総合計点は、『１００点満点×出席委員数＝満点』とする。（５人の場合５００点が満点）
- (4) 採点した委員全員の点数の合計が満点の６０％以上に達した団体がない場合は、指定管理者として「適格者なし」とする。（５００点が合計満点の場合、６０％は３００点）
- (5) 合計得点が最上位である団体でも、選定基準（募集要項別紙１）(1)～(7)の各小計点において、全委員の合計で０点となった項目が一つでもあれば、候補者として選定しない。その場合、選定対象外となった団体を除いて、最上位の団体を候補者とする。
- (6) 最上位の者が同点で複数ある場合は、順位点により各委員の採点において、最上位の団体を２点、次点の団体を１点、その他の団体を０点として、その合計点が最上位の応募団体を候補者として選定する。それでもなお最上位の者が同点で複数となった場合は、下記の「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第１位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位の団体を、候補者として選定する。ただし、第１位の項目の各採点委員の合計点が同点であった場合には、第２位の項目の各採点委員の合計点を比較する。以下、第６位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、候補者の団体を選定する。

〈選定基準優先順位設定表〉

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第3位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第4位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第5位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第6位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第7位	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

- ・上記による選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

5. 採点方法を指定する項目について

- (1) 応募団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ点数を付与する。

該 当 要 件		基礎点
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて付与	2%以上4%未満	1点
	4%以上6%未満	2点
	6%以上8%未満	3点
	8%以上	4点
次の①～⑦の項目に該当する場合は、配点（3点）を上限として項目ごとに1点ずつ付与。 (※ グループ応募の場合は、④及び⑥の項目を除き、すべての者が満たしていること。)		
①	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和8年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	3点
②	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合	
③	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合	

④	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）
⑤	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ（同項第1号）又は定年の定め廃止（同項第3号）を行っている場合（同項第2号の継続雇用制度は対象外）
⑥	市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）
⑦	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KES（ステップ2以上）の登録又はエコステージ（ステージ2以上）の認証のいずれかを受けている場合

（2）当該施設の現指定管理者（共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。）から応募（グループ応募を含む。）があった場合は、配点を上限として現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で発生した現指定管理者による不祥事案（＊）1件につき3点を減点する。

（＊）当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者による信用失墜行為を受けて団体内で減給（報酬減額を含む。）以上の処分が行われたものに限る（令和4年9月1日以降に発生したものに限る。）現指定管理者を対象とする審査項目であるため、その応募がなかった場合には、当該項目の審査は不要。